

意見具申 原稿

- ★ ユーザー側に対する規制
- ★ まず発生原料ありき こちらは、規制なく
- ★ ユーザーにのみ規制を求めているのは、おかしい
- ★ 片手落ちではないか
- ★ 原料製造業者は、塗料、接着剤ともに大企業だ
- ★ われわれ 塗料を使っている 塗装工場、接着剤を使っている合板工場 中小零細
- ★ 大企業に規制なし、中小零細にのみの規制は片手落ちではないか
- ★ まず発生原料の塗料、接着剤の規制から始めるべきだ
- ★ ノンVOC 塗料、接着剤の開発を義務付けるべきではないか
- ★ 行政に求めること
 - － 1 情報の開示 密室の議論でなく、内容を公開せよ
 - － 2 各種講習会、説明会による中小ユーザーへの徹底
 - － 3 関連業界による自主的な技術開発、設備の開発
 - － 4 上記設備に対する行政の補助、指導

★塗料メーカーの取り組み

自主規制排出量 削減目標

ノンVOC 塗料の開発

粉体

半固形

代替VOC希釈剤

水性

低VOC

規制対象外の資材

自主規制スケジュール 設定

平成 18 年度末には平成 13 年度比 30%減

平成 20 年度末には 50%減

★ ユーザーとしてわれわれの取り組み

業界への認知活動 講習会、説明会、勉強会

行政からの情報収集

塗料、接着剤メーカー、業界との共同作業

機械、設備メーカー 業界との共同作業

研究機関、学者など指導

補助制度の研究活用

ホームページ発表したもの
平成 16 年 8 月 17 日

全天連 監事
細田 安治

VOC 規制について

環境省では、工場や事業所などから排出される揮発性有機化合物（VOC）、浮遊粒子状物質（SPM）や、光化学オキシダントなどが大気汚染に関与していることなどから、排出規制についての中央環境審議会大気環境部会を開催、大規模施設には法規制、中小施設には自主規制でのVOC削減対策が適当という意見具申をうけて、大気汚染防止法の一部改正が平成 16 年 5 月に成立・公布された。

これにより、以下六つの工場施設にたいして業種を問わず、工場排出口による濃度規制が対象となる。

今後は以下のスケジュールに従い環境庁中央環境審議会大気環境部会の下に、専門委員会を設置、業界、学者、研究機関の専門家からなる委員会で規制対象の規模、排出基準値など詳細を年度内に検討結論をだす。施行は公布より 2 年を超えない範囲とされ平成 18 年 4 月からとなることになる。

排出規制対象施設

1. 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付け施設
2. 化学製品製造における乾燥施設
3. 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設
4. 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付け施設
5. 貯蔵施設
6. 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付け施設

専門委員会スケジュール

以上が我々業界の生産に係るVOC規制の概要である。ここで二つのことに気がついた、ひとつは、排出規制の対象施設に、塗料生産工場、接着剤生産工場、石油製品生産工場などVOC発生原因となる施設が抜けているのは何故だろうか？

私が不勉強なのか？別の規制があるのか？

発生源の、塗料や、接着剤、石油製品は現在のままの規制なきものを容認、使用する側だけに規制がかかるのは、片手落ちではないか？

使用者責任のみ追及され、生産者責任はどこにあるのか？

業界あげて問いただすべきと提案する。

平成 16 年 8 月 29 日

VOC規制についてー 2

8 月 17 日のホームページで使用者責任のみで生産者責任なし、ユーザー側にのみ規制がかかるのは片手落ちと書いた。しかし、これだけでは、問題の解決にはならぬので、我々中小零細のユーザー側として、できることはしなければならぬと考えている。

1. 塗料メーカー側では、平成 16 年 7 月 16 日のホームページでの発表によれば、平成 18 年度末には平成 13 年度比 30%削減、平成 20 年度末には、50%の削減を目標とした自主的削減案を発表している。根拠は、

2. ノンVOC塗料の開発、粉体、半固体、代替希釈剤、水性、規制対象外のVOCなどわれわれとしては、

1. まずは業界ぐるみで、大気汚染防止法による規制、VOC関係の資料等、同業者に伝えることだ。それも難しい役所の文章でなくわれわれの理解できる言葉に置き換えて伝えることが必要だ。

2. 伝達方法としては思いつくままに書けば以下の通りだ

- ①監督官庁からの講師派遣による説明会の開催
- ②森林総研など研究機関による実験などの指導
- ③塗料メーカー関係者による説明会、講習会の開催と共同研究
- ④機械設備メーカーとの塗装機械、排出設備、共同研究
- ⑤排出設備資金などに対する行政補助制度

などなどであるが、できることはまず現状認識として、塗料メーカーなどから講師派遣を依頼し説明会をすることではないか、関東集成材懇談会では10月14日 新木場ホールにて、第10回木造建築物に関する講演会を下記の通り開催する。3人の講師をお願いするがこのなかで塗料メーカーより講師を頼んで現状の説明会を開催する。ご希望の方は聴講願えばの存じます。

第10回木造建築物に関する研究会

日時 平成16年10月14日 木曜日

★以下記入

4年8月17日

CEOメッセ

新JAS制度に関する中間報告について

JAS制度あり方検討会が、中間報告をまとめ、今後パブリックコメントを経て、17年に改正される予定である。

1. JAS規格のあり方について

- ①特色規格 品質を担保とし、熟成ハムの熟成度による品質評価などが例として挙げられる。
- ②標準規格 一定の品質を担保するもので、林産物などが該当する。

2. JAS制度認証のあり方

- ①ISOの登録基準引用②民間登録認定機関の認定、権限、定期監査、取り消し

3. 一種格付け制度の廃止

- ①製造時業者自ら格付けを行う認定制度に改正②問題発生時は認定製造業者が責任を負う

以上が今回改正案の概要である

1. 現状の一種格付け制度廃止は大賛成

2. JAS製品再加工については、原材料生産工程の把握可能な、JAS製品の再加工品が現状認められていないのは、不適當である。ぜひ再加工品をJAS製品として認定するよう実現を提案する。

4年8月17日

CEOメッセ

新JAS制度に関する中間報告について

時代の変化とともに、現行のJAS制度では役割やコンセプトが必ずしも明確でなく、消費者にとっても、JASマークの意味がわかりにくくなっているところから、このたび消費者の重視制度へ改正、JAS制度あり方検討会が中間報告をまとめたものである。今後パブリックコメントを経て、17年に改正される予定である。

1. JAS規格のあり方について

①特色規格

品質を担保とするもので、熟成ハムの熟成度による品質評価などが例として挙げられる。

②標準規格

一定の品質を担保するもので、林産物などが該当する。

③従来対象外であった品目、横断的品質

林産物と飲食料品など横断的にわたる品質に関しては、新たな規格制定も検討する。

④不明確な性格のものは、廃止する

2. JASマークのあり方について

①消費者にわかりやすいマーク明示

②認定機関名明記による責任の明確化

③JAS製品に表示

2. JAS制度認証のあり方

①ISOの登録基準引用

②民間登録認定機関の認定

③登録機関の認定業者への権限 認定業務、定期監査・認定取り消し

④業務規定と手数料認可から届出制へ

3. 一種格付け制度の廃止

①最終製品検査のみ

②全数検査ではなく、サンプル検査

③原材料、生産工程が把握できぬ

④問題発生時に責任なし

これら不相当として廃止

①製造時業者自ら格付けを行う認定制度に改正

②問題発生時は認定製造業者が責任を負う

以上が今回改正案の概要である

1. 現状の一種格付け制度廃止は大賛成、

2.

J A S 製品再加工については、原材料に把握、生産工程の把握が行われるため再加工品の J A S が現状認められていないのは、不相当である。ぜひ再加工品を J A S 製品として認定するよう望むでやまない。

平成 16 年 8 月 16 日

CEOメッセージ

猛暑 御見舞い申し上げます

長らくご無沙汰いたしておりましたが、再開いたします。なにとぞご意見
ご批判を 下記まで 賜りたく、お願い申し上げます。

Eメールアドレス ceo@woody-art-hosoda.co.jp Fax 03-3521-8708

平成 16 年 6 月住宅着工

木造率今年最高を記録、木造戸数も前年並みに回復

1. 構造別

木造住宅は、今年に入ってから最高戸数を記録、木造率 47.2%に達し、6 ヶ月連続増の
50,254 戸を記録した。1 月～6 月の累計で 256,544 戸と前年並みに回復した。

2. 地域別 近畿圏を除き、首都圏、中部圏、その他地区で分譲が増加、持ち家、貸家が減
った。

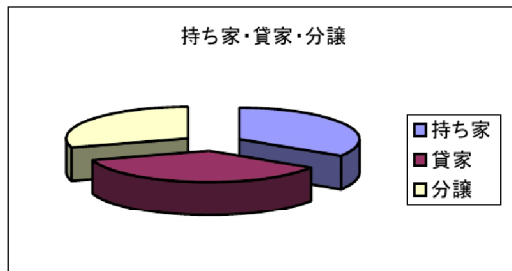
3. 総戸数

106,582 戸 前年同月比 7.4%減 1 月～6 月の累計では、568,681 戸 0.3%増

一言で言えば、首都圏、中部圏、その他の地域で分譲が増加したが、持ち家、貸家ともに 2
桁減り、前年同月比を総戸数で下回った。この半年間では、建売とマンションで辛うじて前
年同期比を上回った。

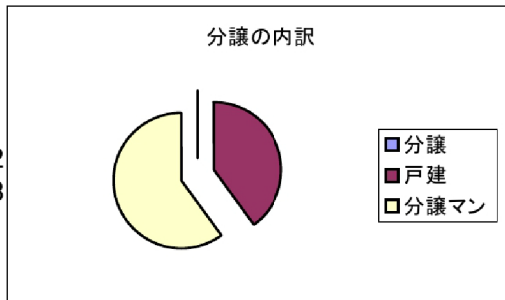
持ち家
貸家
分譲

35,949
38,494
31,465



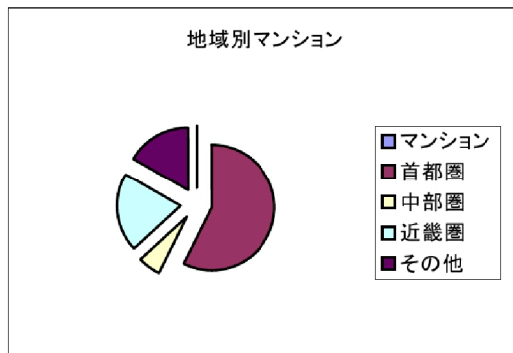
分譲
戸建
分譲マン

12,582
18,883



マンション
首都圏
中部圏
近畿圏
その他

10803
1117
3835
3128



4年8月19日

国土交通省が定めた告示対象建材を内装仕上げに用いる場合の必要な認定について

「JASは費用がかかる、かかった分だけの価値をユーザーが認めてくれない、馬鹿馬鹿しいからJASは返上したい。」

「ホルムアルデヒド対策で、JAS工場でなくても、第一種格付け、業界自主表示、国土交通省の大臣認定などで四星だけが、認定されれば、それ以上は必要じゃない」

そもそも、今回の建築基準法改正に伴うシックハウス対策の、ホルムアルデヒド放散建材に対する規制が始まりだ。

国土交通省では、当初JAS工場が製造するJAS製品を対象建材と定め、品質と性能を保証するJAS製品のラインナップに、ホルムアルデヒドの放散量の基準を定めることとしていた。もしこの通り施行されれば、JAS以外の工場の製品はすべて、内装建材として認知されないことになり、最終ユーザーにそっぽを向かれることになって、製品としての資格を失う、いわゆるもぐり業者が作った製品として、世間から認知されないことになる。

そこで、業界では存続に関わる問題として、業者救済策として、業界独自の自主認定制度を認めるよう運動した結果、流通業者も含めて一定の条件を満たせば、対象建材として認知することになった。

ところが、これをよいことにして利用し、四星をとれば、製品の品質、性能は二の次として国が定めたJAS制度をどうでもよいことにしている。

業界の救済措置が、四星マークのみ金科玉条となって横行している。

JAS工場では、莫大な経費をかけ、品質と性能を維持している、自社の製品信用維持にとどまらず、ユーザーに対して、業界の木質木製品の信用維持のために努力している。

ところが、業界、業者救済のための措置を自分のことしか考えない一部業者の製品が、安値販売で市場を乱し、品質を落とし、ひいては業界全体の信用を失墜させ、ユーザーの「木離れ」と成ることになる。

JAS改正の時期にあたり、第1種格付けと称する簡易JAS制度が廃止の方向にある。この際個別製品ごとの大規模認定制度、業界の自主認定制度も業界あげて、見直しを図るべきと、声をだいにして提案する次第である。

参考

各制度の概要

1. JAS規格（JAS認定工場、品質と性能保証、ホルムの表示）
2. 国土交通大臣認定（製品ごとの認定、有効期限なし、ホルム表示、費用約40万円）
3. 業界団体自主表示（申請複数認定可能、契約3年、有効期間1年）
4. 第1種格付け（品質と性能保証、最終製品、罰則なし、ホルムの表示、廃止の方向）

国土交通省が定めた告示対象建材を内装の仕上げに用いる場合に必要な認定

認定の種類	内容	費用	特徴
① J A S (J I S) 規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 規格、 J I S 規格はそれぞれに農林水産省、経済産業省が規格を定め、その基準全てに対して製品、品質の保証を行なうものでその中にホルムアルデヒドの放散量の基準も設けられている。 ・ J A S、 J I S 規格に定められている製品は原則として J A S、 J I S の取得が必要だが出来ない場合に大臣認定を取得する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 認定工場 ・ 品質と性能保証 ・ ホルムアルデヒドの表示
② 大臣認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S、 J I S の複合製品など J A S、 J I S で規格されない製品は、所定の機関による検査を受けて国土交通大臣の認定を取得してホルムアルデヒド放散の種別（等級）を明確にする。 ・ ホルムアルデヒドの放散量についてのみ性能を認定 ・ 製品ごとに認定が必要 	40万円＋ 印紙代 2万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 工場 ・ ホルムアルデヒド表示のみ ・ 製品ごと認定 ・ 有効期間なし
③ 自主表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体が定めた登録制度で J A S、 J I S 又は大臣認定の F ☆ ☆ ☆ の基材にホルムアルデヒドを含まない接着剤等を用いて 2 次加工したものを各事業者団体が F ☆ ☆ ☆ 商品と認定したもの（但しホルムアルデヒドを含む接着剤等を用いる場合は大臣認定が必要になる） ・ 契約期間 3 年 1 年ごとに更改 費用必要 	団体により異なる 7 万円～ 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 工場 ・ ホルムアルデヒド表示のみ ・ 1 申請複数認定可 ・ 契約 3 年 ・ 有効期間 1 年
④ 第 1 種 J A S 格付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 認定工場以外で生産された製品を J A S 規格に合格する製品として、 J A S マークや F ☆ ☆ ☆ 表示を必要とする場合に、格付けを受けたいロット毎に所定の機関で検査を受け、申請を行なう 最終製品しかもサンプル検査のみ、罰則なし 不相当として廃止の方向 		<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 工場 ・ 品質と性能保証 ・ ホルムアルデヒドの表示 ・ 最終製品のみ ・ サンプル検査 ・ 罰則なし ・ 廃止の方向

平成 16 年 8 月 29 日

VOC 規制について - 2

8 月 17 日のホームページで使用者責任のみで生産者責任なし、ユーザー側にのみ規制がかかるのは片手落ちと書いた。しかし、問題の解決にはならぬので、我々ユーザー側として、できることはしなければならぬと考えている。

□塗料メーカーの団体発表の自主規制

平成 16 年 7 月 16 日発表によれば、平成 13 年度比で、平成 18 年度末には 30%削減、平成 20 年度末には、50%の削減を目標

□われわれとしては、

1. まずは業界ぐるみで、大気汚染防止法による規制、VOC 関係の資料等、同業者に伝えることだ。それも難しい役所の文章でなくわれわれの理解できる言葉に置き換えて伝えることが必要だ。次に監督官庁、研究機関、塗料、機械設備メーカーとの共同して対応すべきと考えている。また行政による補助の制度化などが必要である。

2. できること、しなければならぬことなど、思いつくままに書けば以下の通りである

- ①監督官庁からの規制に関する説明会の開催
- ②森林総研など研究機関による VOC 対応型塗装の指導
- ③塗料メーカー関係者による VOC 対応型塗料への転換
- ④機械設備メーカーとの塗装機械、排出設備の研究
- ⑤排出設備資金などに対する行政補助制度の申請

などなどである。いまずすぐできることは、まず現状認識として、塗料メーカーなどから講師派遣を依頼し説明会をすることではないか、関東集成材懇談会では 10 月 14 日 新木場ホールにて、第 10 回木造建築物に関する講演会を下記の通り開催する。3 人の講師にお願いするが、このなかで塗料メーカーに講師を依頼、現状説明をお願いした。ご参加を賜りご聴講願えればと存じます。

第 10 回木造建築物に関する研究会 入場無料

日時 平成 16 年 10 月 14 日 木曜日 13 時～16 時 50 分

場所 新木場センタービル 2F 新木場ホール TEL 03-3522-1240

交通 JR 京葉線、地下鉄有楽町線、臨海副都心線 新木場駅前

参加申込 FAX 03-3521-8708

問い合わせ事務局 関東集成材懇談会細田木材工業株内 tel03-3521-8701

1. 13 時 地球温暖化防止と木造住宅の関わり
国交省木造住宅振興室長小田広昭氏 (予定)
2. 14 時 インテリアから考える木質材料と快適空間
宮城デザイン事務所代表宮城由紀子氏
3. 15 時 VOC 規制と最新木材塗装
キャピタルペイント東京営業所長、木材塗装研究会運営委員 長澤良一氏